

シャープ健康保険組合付加給付支給規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第56条の規定による一部負担還元金及び規約第57条の規定による付加給付の支給手続を行うに必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図る事を目的とする。

(請求書様式)

第2条 付加給付の請求書の様式は、一部負担還元金、家族療養付加金を除いて他は法定様式を準用する。

(請求形式)

第3条 一部負担還元金、家族療養付加金及び合算高額療養付加金の内、支払基金を經由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかるものについては、当該明細書を組合で受領したときに、それぞれ被保険者から請求があったものとみなす。

(算出方法)

第4条 一部負担還元金、家族療養付加金及び合算高額療養付加金は、支払基金を經由する診療報酬明細書もしくは調剤明細書にかかるものについては、規約第56条、第68条、及び第69条の規定により算出した額を自動的に支払う。

(支給方法)

第5条 毎月15日までに支給決定されたものについては、当月の給料に併せて支給する。但し、任意継続者及び資格喪失者にかかるものについては同時期及び特例退職被保険者にかかるものについては同月末に指定銀行口座振込みで支給する。

附則 この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附則 第4条の改正は、昭和57年3月1日から施行する。

附則 第1条、第3条、第4条の改正は、昭和59年10月1日から施行する。但し、第4条中3,000円とあるのは、60年3月診療月分までは2,000円と読み替える。

附則 第2条、第3条、第4条、第5条の改正は、平成4年4月1日から施行する。

附則 第1条、第4条、第5条の改正は、平成15年4月1日から施行する。